



令和6年能登半島地震動物対策本部・（公社）石川県獣医師会



飼い主のいるイヌ・ネコ・ウサギ・小鳥の 一時預かり支援を開始しました。



令和6年能登半島地震により被害を受けた皆様に、
心からお見舞い申し上げます。

公益社団法人石川県獣医師会では、令和6年1月8日「能登半島地震動物対策本部」を立ち上げ、支援活動を開始していますが、この度、飼い主様が生活再建に専念できるよう、家庭で飼育されている **イヌ・ネコ・ウサギ・小鳥の一時預かり支援を実施**することといたしました。

下記の注意事項をご確認の上、一時預かりを希望される飼い主様は、「能登半島地震動物対策本部」にお問い合わせください。

■ 注意事項 ■

- ① 継続してペットを飼育する意思があること
- ② 1か月の預かり期間を目途にペットと一緒に生活できる方法、またはペットの預け先等を探すこと
- ③ 預け先の動物病院からの連絡に、本人または代理人が対応できること
- ④ その他、動物対策本部が、指定する条件を了承すること
- ⑤ 高齢動物・治療中の病気がある動物は石川県獣医師会有志会員動物病院でお預かりします。

問い合わせ先 電話番号：076-213-5788

受付時間 10:00～ 16:00

「能登半島地震動物対策本部」 事務局

